

新潟くらしの安全かわら版

きーつけなせや

Vol.91

発行:新潟県県民生活課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4-1
電話:025-280-5249
FAX:025-283-5879
【新潟県くらしの安全情報サイト】
<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/consumer.html>

注意喚起

～ その商品、本当に必要ですか？ 購入手続きは慎重に ～
訪問販売業者「株式会社ティーアールエス」
に対する行政処分について

※新潟県は、消費者庁・関東経済産業局と合同で同社三条支店に対し立入検査を行いました

県内でも多数被害が発生しています

関東経済産業局は、特定商取引法に関する法律の規定に基づき、寝具を販売する訪問販売事業者である「株式会社ティーアールエス」（本社：群馬県渋川市）に対し、行政処分（業務停止命令（6か月）及び指示）並びに同社の代表取締役等に対する業務禁止命令（6か月）を行ないました。

県内でも、同社による農協等の他団体名をかたり強引に契約させる等の消費者被害が多数発生しており、各地域の消費生活センター等に相談が寄せられています。

※関東経済産業局 報道発表資料 より

《県内の事例》 ○「農協です、布団の点検で訪問しています」と自宅に電話があり「不要」と断ったが、勝手に訪ねてきて上がり込んだ。布団に掃除機をかけ「ゴミがこんなにある、カバーが焦げている。修理が必要だ」と言い、使用中の布団を勝手に持ち去り、新しい布団を購入させられた。

○「布団を買いましたね」と電話があり「布団ではなく、電気マッサージ機を買った」と伝え、と、「メーカーの委託で点検をしている」と言われたので、訪問を承諾した。マッサージ機に掃除機をかけ、「汚れているのでマッサージ機に敷きパッドを敷いたほうが良い」と言われ購入させられた。

アドバイス

○「◇◇の紹介です」や「▲▲の委託で点検に来ました」等、身に覚えのない話を鵜呑みにしてはいけません。

○不要な勧誘は、きっぱり断りましょう。

○商品を購入するとき、その場ですぐに契約をする必要はありません。家族等に相談したり、本当に購入が必要か時間をおいて冷静に判断しましょう。

○来訪してきても、安易に家の中へ案内してはいけません。

勝手に家の中へ入ってきたり、長時間滞在し、しつこく勧誘してきたらその場ですぐに警察へ通報しましょう。



注意喚起

「キャッシュカードを預かります」
「通帳を預かります」

は詐欺です！

《事例》

金融機関です



金融機関職員を名乗る男から電話があり、暗証番号等、預金取引に関する情報を聞かれ、教えてしまった。



○「保険の割り戻しがある。通帳とキャッシュカードを交換する必要がある」と言われ、金融機関情報や暗証番号を教えてしまった。その後、男が自宅を訪れ、通帳とキャッシュカードをだまし取られ、現金を引き出されてしまった。

アドバイス

「キャッシュカードや通帳を預かります」は詐欺です。

金融機関職員や警察官、行政職員が「キャッシュカードや通帳」を預かることはありません。また、暗証番号を聞かれても、教えてはいけません。

留守番電を活用！防犯機能付き電話で詐欺電話をブロック！



詐欺被害！

～町の電気屋さんや家電量販店で購入できます～

被害防止のポイント！

警告メッセージ機能

「この通話は迷惑電話防止のために録音されます。」と相手に警告します。

知り合いからの電話（電話帳に登録の電話番号）には、警告メッセージを流さないで、相手に失礼になりません。

被害防止のポイント！

電話番号表示サービスの活用（有料）

知らない電話には出ないようにしましょう。



不審電話
を撃退

被害防止のポイント！

留守番電話の活用

誰にでも簡単にできる対策として、自宅の電話を、在宅時でも留守番電話に設定し、犯人と直接話す機会を遮断しましょう。

※新潟県警察本部ホームページ より

▶不審に思ったり、トラブルにあった場合は、
最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう。

い や や

・消費者ホットライン 188（最寄りの消費生活センター等につながります）

・警察相談専用電話 #9110（けいさつ相談室につながります）



熱中症は室内でも発症します！

「熱中症」とは、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことです。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけながら、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のポイント

1 暑さを避けましょう

室内では・・・

- ・扇風機やエアコンで温度を調節
- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ・室温をこまめに確認
- ・WBGT値※も参考に

※WBGT値

気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、
観測値と予想値が掲載されています。

外出時には・・・

- ・日傘や帽子の着用
- ・日陰の利用、こまめな休憩
- ・天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える



からだの蓄熱を避けるために

- ・通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす



2 こまめに水分を補給しましょう



室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、
こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



自力で水が飲めない、意識がない場合はすぐに救急車を呼びましょう！

○暑さの感じ方は、人によって異なります

- ・その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。
- ・体調の変化に気をつけましょう。



○高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。
- ・子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

○節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

- ・気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使い熱中症を予防しましょう。

※厚生労働省 「熱中症予防のために」 より

注意喚起

長期間使用している古い扇風機で
火災事故が発生しています！

扇風機にも寿命があります！経年劣化の予兆、見逃していませんか？

家電製品にも寿命があります。扇風機の設計上の標準使用期間は10年です。製造後、10年以上経過した製品をそのまま使用していると、部品の経年劣化や損傷等が原因で発煙や発火の恐れがあり、注意が必要です。

《扇風機の場合の主な経年劣化の予兆となる症状》

- ①スイッチを入れもファンが回らない
- ②ファンが回っても異常に回転が遅い、不規則
- ③ファンが回るときに異常な音がする
- ④モーター部分が異常に熱い、焦げ臭いにおいがする



アドバイス

異常を感じたら、直ちに使用を中止し、電源を切り、コンセントから電源プラグを抜きましょう。また、販売店やメーカー等に相談し、必要に応じて買い替えを検討しましょう。

※消費者庁 報道発表資料、経済産業省 注意喚起チラシ より